



# 自動車安全運転センター節電実行計画



## 1 目的

夏期における電力使用を抑制し、もって国全体の電力総需要抑制に寄与することを目的とする。

## 2 節電実行の期間・時間帯

平成23年7月1日から9月22日の間における毎日9時から20時の時間帯

## 3 自動車安全運転センター本部における節電実行計画

別紙1のとおり。

## 4 安全運転中央研修所における節電実行計画

別紙2のとおり。

## 5 都道府県方面事務所における節電対策

都道府県方面事務所にあつては、原則として、事務所が所在している都道府県警察本部、方面本部、都道府県免許センター等（以下「都道府県警察本部等」という。）において、それぞれの施設管理者が策定する節電実行計画に準拠することとする。

なお、都道府県警察本部等において節電実行計画が策定されていない場合等においては、自動車安全運転センター本部の節電実行計画を参考に節電に努める。



## 自動車安全運転センター本部における節電実行計画

### 1 センター本部室内に係る対策

- (1) 空調使用の抑制  
室内温度を28度となるよう空調を調節する。  
使用していない会議室等においては、空調をオフにするなど、現に利用しているエリアのみの使用とする。
- (2) 空調使用抑制の補完としての扇風機使用  
センター本部室内の換気を図るため、数箇所に扇風機を設置することとする。  
卓上における個人の扇風機の設置・使用は禁止する。
- (3) ブラインドの適切な活用  
空調の効果をより高めるため、ブラインドを適切に活用する。
- (4) 蛍光灯の本数抑制  
通常使用している蛍光灯の本数を半数に削減する。  
使用していない会議室等においては、電源をオフにするなど、きめ細かな蛍光灯使用を心掛ける。
- (5) 冷蔵庫、給湯器、コーヒーマーカーの利用制限  
冷蔵庫、給湯器、コーヒーマーカーの台数を、それぞれ1台とする。
- (6) 自動販売機の撤去  
自動販売機を撤去する。
- (7) テレビの使用制限  
正午のニュース放送及び突発時の情報収集以外におけるテレビの使用を禁止する。
- (8) 休憩時間帯におけるパソコン使用の自粛  
休憩時間帯におけるパソコンの利用は、突発事案等特段の理由がない限り行わない。  
その際、パソコンの電源はオフにする。

### 2 ワークスタイルに係る対策

- (1) 夏季軽装の促進  
夏季における軽装を一層促進する。
- (2) 時間外勤務の一層の縮減  
業務管理を適切に行い、時間外勤務の一層の縮減を図る。
- (3) 定時退社日の指定及び同指定日における定時退社の徹底  
水曜日を定時退社日とし、特段の理由等が無い限り時間外勤務を実施しないこととする。

## 安全運転中央研修所における節電実行計画

経済産業大臣が指定した、使用できる電力の限度を超過しないため、次の通り実施する。

### 1 使用電力の削減に関する主な取組

- (1) 冷房関係
  - ア 空調温度の設定  
28℃の設定とする。
  - イ 稼働エリアのきめ細かな運用  
第1宿泊棟を含む本館管理棟、第2宿泊棟について、使用状況に即して稼働エリアのきめ細かな運用を図る。
- (2) 照明関係
  - ア 照明灯の間引き及びLED電球への切り換え  
屋内及び屋外の照明灯の間引きを確実に行うほか、白熱電球からLED電球への切り換えを行う。
  - イ 人感センサーの設定変更  
廊下等の共同部分において、光度センサーの感知度を下げて日中における消灯を行う。
- (3) 動力、給湯関係など
  - ア エレベーターの運用  
第1宿泊棟1基のみの運用とする。
  - イ エアタオル及び便座の暖房機能  
エアタオル及び便座の暖房機能の稼働を停止する。
  - ウ 待機電力の抑制  
退庁などで、長時間使用しない場合は、パソコン及びテレビのコンセントを抜く。
- (4) 自家発電関係  
 hidroプレーニング研修コースの散水を自家発電機による方法へ転換する。
- (5) ノー残業デーの拡充等  
週2回（火曜日及び木曜日）をノー残業デーとするなどにより、時間外勤務の短縮を図る。
- (6) その他  
自動販売機の照明部分を全て消灯する。

### 2 節電に伴い取り組む事項

- (1) 夏季軽装の推進  
夏季における軽装を一層推進する。
- (2) 快適な勤務環境の維持  
冷房の補完措置としての扇風機の活用などにより、快適な勤務環境の維持を図る。